

年金記録訂正請求に係る答申について

中国四国地方年金記録訂正審議会
令和6年2月21日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 7件

厚生年金保険関係 7件

厚生局受付番号 : 四国(受)第2300034号

厚生局事案番号 : 四国(厚)第2300005号

第1 結論

請求者のA社における平成29年2月3日の標準賞与額を147万1,000円に訂正することが必要である。

平成29年2月3日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成29年2月3日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和28年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成29年2月3日

請求期間について、A社から事前確定届出給与による役員賞与が支給されたが、同社は当該賞与に係る厚生年金保険料の徴収権が消滅した後に届出を行ったため、厚生年金保険の記録では保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっている。請求期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社が保管する請求者に係る賃金台帳によると、請求者は、請求期間において、同社から標準賞与額の上限である150万円を上回る賞与の支払を受け、147万1,000円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていることが確認できる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間の標準賞与額については、前述の賃金台帳により確認できる厚生年金保険料控除額から147万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 29 年 2 月 3 日について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効（2 年）により消滅した後の令和 5 年 8 月 10 日（受付）に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成 29 年 2 月 3 日の期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 四国(受)第2300035号
厚生局事案番号 : 四国(厚)第2300006号

第1 結論

請求者のA社における平成29年2月3日の標準賞与額を147万1,000円、平成30年2月5日、平成31年2月5日、令和2年2月4日及び令和3年2月5日の標準賞与額を150万円に訂正することが必要である。

平成29年2月3日、平成30年2月5日、平成31年2月5日、令和2年2月4日及び令和3年2月5日(以下「本件訂正期間」という。)の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る本件訂正期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和50年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成29年2月3日
② 平成30年2月5日
③ 平成31年2月5日
④ 令和2年2月4日
⑤ 令和3年2月5日

請求期間①から⑤までについて、A社から事前確定届出給与による役員賞与が支給されたが、同社は当該賞与に係る厚生年金保険料の徴収権が消滅した後に届出を行ったため、厚生年金保険の記録では保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっている。請求期間①から⑤までの賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社が保管する請求者に係る賃金台帳によると、請求者は、本件訂正期間において、同社から標準賞与額の上限である150万円を上回る賞与の支払を受けていることが確認できる。

また、前述の賃金台帳によると、請求者は、請求期間①は147万1,000円の標準賞

与額に見合う厚生年金保険料、請求期間②から⑤までは150万円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主によりそれぞれの賞与から控除されていることが確認できる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、本件訂正期間の標準賞与額については、前述の賃金台帳により確認できる厚生年金保険料控除額から、請求期間①は147万1,000円、請求期間②から⑤までは150万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、本件訂正期間について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効（2年）により消滅した後の令和5年8月10日（受付）に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の本件訂正期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、本件訂正期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 四国(受)第2300036号

厚生局事案番号 : 四国(厚)第2300007号

第1 結論

請求者のA社における平成31年2月5日、令和2年2月4日及び令和3年2月5日(以下「本件訂正期間」という。)の標準賞与額を150万円に訂正することが必要である。

本件訂正期間の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る本件訂正期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和45年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成31年2月5日

② 令和2年2月4日

③ 令和3年2月5日

請求期間①から③までについて、A社から事前確定届出給与による役員賞与が支給されたが、同社は当該賞与に係る厚生年金保険料の徴収権が消滅した後に届出を行ったため、厚生年金保険の記録では保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっている。請求期間①から③までの賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社が保管する請求者に係る賃金台帳によると、請求者は、本件訂正期間において、同社から標準賞与額の上限である150万円を上回る賞与の支払を受け、150万円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主によりそれぞれの賞与から控除されていることが確認できることから、本件訂正期間の標準賞与額を150万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、本件訂正期間について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払

届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効（2年）により消滅した後の令和5年8月10日（受付）に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の本件訂正期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、本件訂正期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 四国(受)第2300037号
厚生局事案番号 : 四国(厚)第2300008号

第1 結論

請求者のA社における平成31年2月5日、令和2年2月4日及び令和3年2月5日(以下「本件訂正期間」という。)の標準賞与額を150万円に訂正することが必要である。

本件訂正期間の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る本件訂正期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和47年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成31年2月5日
② 令和2年2月4日
③ 令和3年2月5日

請求期間①から③までについて、A社から事前確定届出給与による役員賞与が支給されたが、同社は当該賞与に係る厚生年金保険料の徴収権が消滅した後に届出を行ったため、厚生年金保険の記録では保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっている。請求期間①から③までの賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社が保管する請求者に係る賃金台帳によると、請求者は、本件訂正期間において、同社から標準賞与額の上限である150万円を上回る賞与の支払を受け、150万円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主によりそれぞれの賞与から控除されていることが確認できることから、本件訂正期間の標準賞与額を150万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、本件訂正期間について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払

届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効（2年）により消滅した後の令和5年8月10日（受付）に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の本件訂正期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、本件訂正期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 四国(受)第2300038号
厚生局事案番号 : 四国(厚)第2300009号

第1 結論

請求者のA社における令和3年2月5日の標準賞与額を150万円に訂正することが必要である。

令和3年2月5日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る令和3年2月5日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和53年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 令和3年2月5日

請求期間について、A社から事前確定届出給与による役員賞与が支給されたが、同社は当該賞与に係る厚生年金保険料の徴収権が消滅した後に届出を行ったため、厚生年金保険の記録では保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっている。請求期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社が保管する請求者に係る賃金台帳によると、請求者は、請求期間において、同社から標準賞与額の上限である150万円を上回る賞与の支払を受け、150万円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていることが確認できることから、請求期間の標準賞与額を150万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、令和3年2月5日について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効(2年)により消滅した後の令和5年8月10日(受付)に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の令和3年2月5日の期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 四国(受)第2300050号
厚生局事案番号 : 四国(厚)第2300010号

第1 結論

請求者のA社における平成29年2月3日の標準賞与額を147万1,000円、平成30年2月5日、平成31年2月5日、令和2年2月4日及び令和3年2月5日の標準賞与額を150万円に訂正することが必要である。

平成29年2月3日、平成30年2月5日、平成31年2月5日、令和2年2月4日及び令和3年2月5日(以下「本件訂正期間」という。)の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る本件訂正期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和29年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成29年2月3日
② 平成30年2月5日
③ 平成31年2月5日
④ 令和2年2月4日
⑤ 令和3年2月5日

請求期間①から⑤までについて、A社から事前確定届出給与による役員賞与が支給されたが、同社は当該賞与に係る厚生年金保険料の徴収権が消滅した後に届出を行ったため、厚生年金保険の記録では保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっている。請求期間①から⑤までの賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社が保管する請求者に係る賃金台帳によると、請求者は、本件訂正期間において、同社から標準賞与額の上限である150万円を上回る賞与の支払を受けていることが確認できる。

また、前述の賃金台帳によると、請求者は、請求期間①は147万1,000円の標準賞

与額に見合う厚生年金保険料、請求期間②から⑤までは150万円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主によりそれぞれの賞与から控除されていることが確認できる。

なお、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、本件訂正期間の標準賞与額については、前述の賃金台帳により確認できる厚生年金保険料控除額から、請求期間①は147万1,000円、請求期間②から⑤までは150万円とすることが必要である。

一方、厚生年金特例法第1条第1項ただし書では、特例対象者（請求者）が、事業主が厚生年金保険料の納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることができない旨規定されているところ、A社に係る商業登記簿謄本によると、請求者は同社の代表取締役であることが確認できる。

しかしながら、A社の社会保険事務担当者は、「私が請求期間①から⑤までに係る厚生年金保険被保険者賞与支払届の提出を失念した。請求者は、社会保険の届出、保険料の納付に係る事務に一切関与していない。」旨陳述している上、日本年金機構B年金事務所は、「同社における保険料の滞納はない。」旨回答していることから、同社が意図的に届出を行わなかった事情は見当たらず、請求者は、厚生年金特例法第1条第1項ただし書の規定に該当しないと認められ、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、本件訂正期間について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効（2年）により消滅した後の令和5年8月10日（受付）に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の本件訂正期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、本件訂正期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 四国(受)第2300051号
厚生局事案番号 : 四国(厚)第2300011号

第1 結論

請求者のA社における平成29年2月3日の標準賞与額を147万1,000円、平成30年2月5日、平成31年2月5日、令和2年2月4日及び令和3年2月5日の標準賞与額を150万円に訂正することが必要である。

平成29年2月3日、平成30年2月5日、平成31年2月5日、令和2年2月4日及び令和3年2月5日(以下「本件訂正期間」という。)の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る本件訂正期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和37年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成29年2月3日
② 平成30年2月5日
③ 平成31年2月5日
④ 令和2年2月4日
⑤ 令和3年2月5日

請求期間①から⑤までについて、A社から事前確定届出給与による役員賞与が支給されたが、同社は当該賞与に係る厚生年金保険料の徴収権が消滅した後に届出を行ったため、厚生年金保険の記録では保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっている。請求期間①から⑤までの賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社が保管する請求者に係る賃金台帳によると、請求者は、本件訂正期間において、同社から標準賞与額の上限である150万円を上回る賞与の支払を受けていることが確認できる。

また、前述の賃金台帳によると、請求者は、請求期間①は147万1,000円の標準賞

与額に見合う厚生年金保険料、請求期間②から⑤までは150万円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主によりそれぞれの賞与から控除されていることが確認できる。

なお、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、本件訂正期間の標準賞与額については、前述の賃金台帳により確認できる厚生年金保険料控除額から、請求期間①は147万1,000円、請求期間②から⑤までは150万円とすることが必要である。

一方、厚生年金特例法第1条第1項ただし書では、特例対象者（請求者）が、事業主が厚生年金保険料の納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることができない旨規定されているところ、A社に係る商業登記簿謄本によると、請求者は同社の代表取締役であることが確認できる。

しかしながら、A社の社会保険事務担当者は、「私が請求期間①から⑤までに係る厚生年金保険被保険者賞与支払届の提出を失念した。請求者は、社会保険の届出、保険料の納付に係る事務に一切関与していない。」旨陳述している上、日本年金機構B年金事務所は、「同社における保険料の滞納はない。」旨回答していることから、同社が意図的に届出を行わなかった事情は見当たらず、請求者は、厚生年金特例法第1条第1項ただし書の規定に該当しないと認められ、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、本件訂正期間について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効（2年）により消滅した後の令和5年8月10日（受付）に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の本件訂正期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、本件訂正期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。